

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和6年6月25日提出

提出者	秦野市議会議員	中村英仁
賛成者	同	小山田良弘
同	同	大塚毅
同	同	原聡
同	同	八尋伸二
同	同	古木勝久

提案理由

女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすることは、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となり、地方における男女共同参画社会の実現に向けた大きな力になるため、早期に批准されるよう、国に意見書を提出するものであります。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択された附属の条約である。今年、選択議定書が採択されてから25年目に当たり、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国中、115か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。選択議定書は、個人通報制度と調査制度の二つの手続を定めており、女性の人権保障の国際基準として、個人通報制度が導入されることで、ジェンダー不平等をなくすための効力が強まることが期待されている。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上にあり、各国の男女平等度を示す2023年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中125位である。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と規定し、SDGsの17の目標の第5は「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。

日本においては、国連総会で設立を促す決議がされている国内人権機関が存在せず、政治分野での女性の参加、男女間の賃金格差など、日本における男女差別の是正に向けて、さらに改革のスピードを早めることが期待されている。選択議定書の批准は、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩となり、国が選択議定書を批准することは、地方における男女共同参画社会の実現に向けた大きな力になるものである。

よって、国においては、上記の趣旨を踏まえ、選択議定書を早期に批准されるよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣
（男女共同参画）
総務大臣
外務大臣

秦野市議会議長 横山 むらさき